

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

指定告示	平成27年12月8日 宮城県告示第1068号
一部変更告示	令和6年9月27日 宮城県告示第643号

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1106
箇所名	大沢東の2
所在地	宮城郡利府町沢乙字山岸、字西沢南、菅谷台四丁目
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 3JHf 284。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

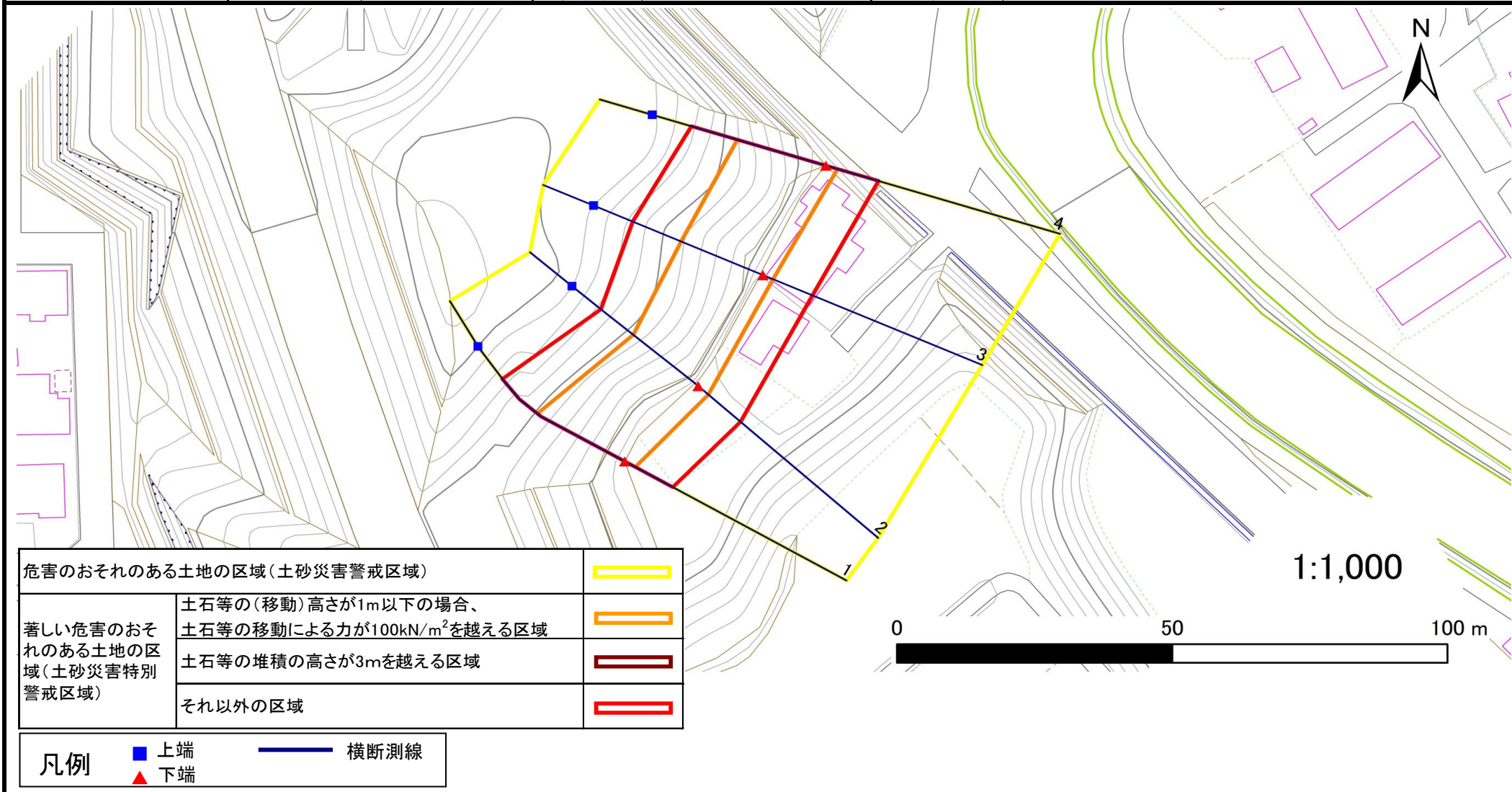
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

指定告示	平成27年12月8日	宮城県告示第1068号
一部変更告示	令和6年9月27日	宮城県告示第643号

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和3年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-1106	箇所名	大沢東の2	所在地	宮城郡利府町沢乙字山岸、字西沢南、菅谷台四丁目
---------	------	----------	-----	-------	-----	-------------------------



# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

指定告示	平成27年12月8日 宮城県告示第1068号
一部変更告示	令和6年9月27日 宮城県告示第643号

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1106		箇所名	大沢東の2		所在地	宮城県利府町沢乙字山岸、字西沢南、菅谷台四丁目								
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	138.3	1.0	100.0	1.0	-	-	13.5	2.7	~							
2 ~ 3	138.3	1.0	100.0	1.0	-	-	13.5	2.7	~							
3 ~ 4	134.7	1.0	100.0	1.0	-	-	13.0	2.6	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							